市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、加須市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
加須市営住宅管理条例施行規則（平成二十二年加須市規則第百八十四号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月三十日
埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一一番一〇号
埼玉県住宅供給公社
理事長　水島　茂

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、東松山市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
東松山市営住宅条例施行規則（平成十年東松山市規則第九号）別表第一に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月三十日
埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一一番一〇号
埼玉県住宅供給公社
理事長　水島　茂

川崎市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　川崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
川崎市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
川崎市営住宅条例施行規則（昭和三十七年川崎市規則第五十七号）別表第一に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関すること並びに第二十九条第一項に基づく高額所得者に対する明渡しの請求及び同条第七項に基づく明渡期限の延長を除く。）

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う協定期間
平成二十四年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月三十日
川崎市川崎区砂子一丁目二番地四
川崎市住宅供給公社
理事長　江井　茂

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
静岡県県営住宅管理条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
㈡　静岡県県営住宅管理条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十五年三月三十一日まで
平成二十四年三月三十日
静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　和歌山県に代わって県営住宅等（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市、紀美野町の区域に存する団地及び長山団地

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
ロ　県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他イに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十五年三月三十一日まで
平成二十四年三月三十日
和歌山市十二番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　仁坂　吉伸

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年３月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エイプル　②国土交通大臣(4)5338　③代表取締役　梁瀬泰孝　④東京都港区元赤坂１丁目５番５号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市旭区高殿７―１―30　大阪府大阪市天王寺区玉造元町２―34　大阪府大阪市東淀川区淡路４―２―14　大阪府大阪市住之江区新北島１―２―１　大阪府大阪市浪速区敷津東３―10―18　大阪府東大阪市小阪本町１―３―２　神奈川県横浜市神奈川区大口通137―９　東京都世田谷区赤堤４―41―５　東京都豊島区要町１―１―11　東京都中野区野方５―30―20　東京都板橋区赤塚２―１―13　大阪府交野市私部西１―10―１　大阪府守口市京阪本通２―16―21　大阪府大阪市鶴見区放出東３―21―62　兵庫県尼崎市長洲本通１―３―21　⑤7500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂１丁目５番５号　株式会社エイプル　代表取締役　梁瀬泰孝

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
高知県住宅供給公社

二　一で定める者が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号に掲げる業務（同項第四号、第六号及び第七号の業務を除く。）
㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他㈠に付随する業務を行うこと

四　一で定める者が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十五年三月三十一日まで
平成二十四年三月三十日
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔